



☆☆ ☆特集記事



◆◆◆道路分野の新技术導入促進について◆◆◆

(国土交通省 道路局 国道・技術課 技術企画室)

少子高齢化の影響により、道路を含むインフラ分野においても、熟練技術者や労働者の不足が懸念されており、人手に頼らない効率的な道路整備・メンテナンスを進めていく必要がある。このため、従来のやり方にとらわれず様々な新技术を取り入れ、現場の生産性・安全性を向上させるとともに、未来の技術者の確保につなげていくことが重要である。本稿では、道路における新技术導入の取組みや、新たに取り組んでいる点検データベースについて紹介する。



☆☆ ☆道路占用Q&A



◆◆◆原因者負担金制度にかかる負担範囲と負担金債権管理◆◆◆

(国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室)

原因者負担金制度にかかる負担範囲と負担金債権管理について解説する。



☆☆ ☆TOPICS ○○○。.. ○○○。



◆◆◆四万十市における「ゾーン30プラス」の整備に向けた取組◆◆◆

(松本市 建設部 建設課)

本市における市街地の路網は、道路沿いを中心に商店や理髪店が多く立ち並び道幅を狭く保つことで、賑わいを創出してきた背景がある。一方で、もともと徒歩を想定してきた路網は、現代の自動車社会においては狭く、死角が数多く点在するなど利用しづらい形態となっている。また通勤・通学時には、幹線となる国道・県道などの抜け道として利用されるなど危険性は一層高まっていることに加え、近年、子供が被害を受ける非常に痛ましい事故が発生し、社会的にも大きな問題となっている。このようなことから、地区区長や児童・生徒の保護者からの関心も大きく生活道路における交通安全対策は、本市にとって喫緊の課題

となっている。本稿では、こうした状況を踏まえ本市中村地域の市街地における生活道路の安全対策に向けた取組を紹介する。



☆☆ ☆地域における道路行政に関する取組み事例



★「津波避難施設（建物型）」に対する道路占用許可について★°・*:.。

（国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 管理第一課）

津波避難施設は、東日本大震災における津波被害等を踏まえ、道路区域内への津波避難施設の設置について要望があったことから、占用許可対象物件として道路法施行令に位置づけられたものである。

本稿では、令和3年6月に中部地方整備局管内の直轄国道として初めて占用許可を行った津波避難施設（建物型）について、占用許可に至るまでの経緯や課題、検討事項などを紹介する。



★志布志における道路整備と港湾整備の連携★°・*:.。

（鹿児島県 土木部 道路建設課）

鹿児島県は、半島地域や多くの離島など南北約600kmにもおよぶ広大な県土を有しており、陸・海・空の広域交通ネットワークなど、社会資本の整備が重要である。

その中でも、移動手段を自動車交通に大きく依存している当県にとって、物流を支える港湾と道路交通ネットワークの連携は重要であり、当県の骨格をなす高規格幹線道路および地域高規格道路、南九州における国際物流拠点である志布志港において重点的な整備を進めている。本稿では、当該事業概要、整備効果について紹介する。



★「行きも、帰りもスマートにー」ETC専用桜島スマートインターチェンジ全方面開通★°・

（鹿児島県 始良市 建設部 土木課）

鹿児島県始良市（あいらし）は、県都鹿児島市に隣接していることから、ベッドタウンとして発展してきたものの、近年では人口が伸び悩んでいる。そのため、定住人口や交流人口を増加させることで、持続的な発展を目指している。その窓口となる「E3九州自動車道 桜島スマートインターチェンジ」の整備について紹介します。

「 「 「 「

「 「 ☆お知らせ

.....

★令和4年度「道路ふれあい月間」推進標語を募集します★°・*:.。

(国土交通省 道路局 道路交通管理課)

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等各種活動を特に推進していますが、この一環として、令和4年度「道路ふれあい月間」推進標語を広く一般から募集します。

“ 多くの方からのご応募をお待ちしております ”

「 「 「 「

「 「 ☆編集後記

.....

植物を愛する大学院生の物語を読みました。ある植物の葉の変異体を出現させることに没頭し、その葉の持つ遺伝子の解析などの研究に明け暮れています。研究に用いる機材や試薬、工程など、素人でもその様子が想像できるほど丁寧な描写であるとともに、登場する教員、研究室のメンバー、近隣飲食店の店員なども個性的で魅力的に描かれており、大変楽しく読むことができました。

作品においては、葉の変異体が出現しているかを確かめるため、PCR 手法を用いるという件がありました。生物学の世界では、とても有名な手法のようで、ここ最近ですっかり定着した新型コロナウイルスの感染確認の検査と同じものです。先日、自身も(念のための)PCR 検査を受けるという経験をしましたが、あまりよく知らないことに気づいてしまいました。

正式名称は「ポリメラーゼ連鎖反応法」といい、英語表記では、Polymerase Chain Reaction、頭文字をとってPCR 法と呼ばれています。1983年、米国の生物学者キャリー・B・マリス博士が、ドライブ中に思いついたアイデアをもとに開発した検査手法です。わずかなDNA(もしくはRNA)から、特定の配列の遺伝情報を、短時間のうちに数百倍に増幅させることができるので、その検体に目的のウイルスや微生物などが存在しているかどうかを知ることができます。そのため、遺伝子研究やDNA鑑定、医療診断や研究、食品検査などの幅広い分野で活用されており、1993年にノーベル化学賞を受賞しています。

すでに PCR 検査を受けた方もおられると思いますが、個人的には珍しい体験でしたので、その経験を記しておこうと思います。まず、インターネットで予約をした日時に検査センターに赴きます。受付で本人確認ののち、検体（唾液）を入れる蓋つきのプラスチックの容器、ストロー、名前・日付・受付番号等の記載されているシールが入っているチャック付きのビニール袋を渡されました。検体採取のブースに入り、ストローを用いて検体（唾液）を既定の量まで入れます。壁にはレモンを絞っている様子と梅干しの写真が貼られていましたが、なかなか出るものではないなと思いました。検体を入れた容器をしっかりと閉め、側面にシールを貼り、ビニール袋に入れて提出します。また、別にもらったゴミ袋に、使用済みのストローやシール台紙を入れてゴミ箱へ捨てれば検査終了です。所要時間は 10 分程度で、翌日には結果を知らせるメールが届き、専用ページにログインして結果を確認します。初めての PCR 検査の受検となりましたが、「陰性」の証明書を受け取りました。必要があればまた受検することになりますが、あまり経験したくないものです。(U)